

こんなときは

引越や婚姻等で住所・氏名が変更になった場合

転入届・婚姻届等の提出に合わせて、マイナンバーカードを役場窓口にお持ちください。
※新たな住所・氏名等を追記欄に記載します

マイナンバーカード有効期限

20歳以上の方→10年 20歳未満の方→5年
有効期間内に郵送・スマホにて更新申請が必要となります。(案内の通知が届きます)
※期限が切れた場合、有料となることがあります。

マイナンバーカードの管理とパスワードの扱い

設定したパスワードは他人に知られないよう、十分に注意してください。
パスワードを忘れた場合→住民票のある役場窓口で本人確認を行ったうえで、再設定できます。
※本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

カード紛失・盗難等の場合

- ① マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止
マイナンバー総合フリーダイヤル (無料)0120-95-0178
※一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合 (有料)0570-783-578
 - ② 警察署にて遺失届発行手続き(受理番号を控えてください。)
 - ③ 住民票のある役場窓口にて、再交付の手続きをお願いします。(受理番号の記載が必要となります)
※本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。
- ※再交付は有料になる場合があります。

カード焼失の場合

- ① マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止
マイナンバー総合フリーダイヤル (無料)0120-95-0178
※一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合 (有料)0570-783-578
 - ② 消防署にて罹災証明書発行手続き
 - ③ 住民票のある役場窓口にて、罹災証明書を提出、再交付の手続きをお願いします。
※本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。
- ※再交付は有料になる場合があります。

機能の一時停止後にカードが見つかった場合

役場窓口にて一時停止解除手続きが行えます。